○国土交通省告示第三百七十七号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

令和七年五月十五日

国土交通大臣　中野　洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前

3　ＩＬＳ

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	装置	搬送周波数（メガヘルツ）	空中線電力（ワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項	
										カテゴリー	グライドパス角度
（略）											
旭川ＩＬＳ	上欄に同じ	旭川空港内	ローカライザー	110.5	10	343°	ＩＡＷ	８時から21時まで	昭和59年８月２日	カテゴリーⅠ	3.0°
			グライドスロープ	329.596 329.604	0.4 2						
			ＤＭＥ	1,003	100						
（略）											
大館能代ＩＬＳ	上欄に同じ	大館能代空港内	ローカライザー	110.15	10	110°	ＩＯＤ	８時から19時30分まで	平成10年７月18日	カテゴリーⅠ	3.0°
			グライドスロープ	334.254 334.246	2 0.2						
			ＤＭＥ	1,125	100						
（略）											

改正後

3　ＩＬＳ

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	装置	搬送周波数（メガヘルツ）	空中線電力（ワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項	
										カテゴリー	グライドパス角度
（略）											
旭川ＩＬＳ	上欄に同じ	旭川空港内	ローカライザー	110.5	10	345°	ＩＡＷ	８時から21時まで	昭和59年８月２日	カテゴリーⅠ	3.0°
			グライドスロープ	329.596 329.604	0.4 2						
			ＤＭＥ	1,003	100						
（略）											
大館能代ＩＬＳ	上欄に同じ	大館能代空港内	ローカライザー	110.15	10	109°	ＩＯＤ	８時から19時30分まで	平成10年７月18日	カテゴリーⅠ	3.0°
			グライドスロープ	334.254 334.246	2 0.2						
			ＤＭＥ	1,125	100						
（略）											

附　則

この告示は、令和七年六月十二日から施行する。